

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成30年 8月 2日		
2	契 約 業 者 名	前田 平八		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市左京区岩倉南四ノ坪町63		
4	工 事 件 名	京都御所清涼殿御簾修繕工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	内装仕上工事		
7	工 事 概 要	御簾新調		
8	工 期（自）	平成30年 8月 3日		
9	工 期（至）	平成31年 2月28日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	4,276,800 円	3,960,000 円	97.22 %
11	見 積 金 額	4,158,000 円	3,850,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所清涼殿の御簾を新調するものである。 この工事を行うにあたっては、京都御所に伝わる御簾の伝統的な工法を熟知し、豊富な御簾の製作実績を有していることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、京都御所の御簾製作を行った実績を有している前田平八を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、前田平八が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同人と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契約年月日	平成30年 9月 5日		
2	契約業者名	株式会社 吉村造園		
3	契約業者の住所	京都市伏見区久我御旅町2番地の86		
4	工事件名	桃山陵墓地ほか台風21号による被害木処理工事		
5	工事場所	京都市伏見区桃山町古城山ほか		
6	工事種別	造園工事		
7	工事概要	支障木処理ほか		
8	工期(自)	平成30年 9月 5日		
9	工期(至)	平成30年10月12日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予定価格	2,894,400円	2,680,000円	97.01 %
11	見積金額	2,808,000円	2,600,000円	
12	随契理由	<p>平成30年9月4日の台風21号の影響により、桃山陵墓地、桓武天皇陵及び醍醐天皇陵において倒木、樹木の折損等の被害が発生した。</p> <p>被害木はいずれも隣接する道路沿いや民家沿い、封鎖困難な参道沿いで、半倒木もしくは樹上に折損枝が残っている状態の樹木であり、未処理のままにしておくと、今後の強風により道路や民家への倒伏、または折損枝が落下し更なる被害を生じさせる恐れがあるため、緊急に処理を行う必要がある。</p> <p>工事を実施するにあたり、高い技術力及び豊富な経験と実績を有している上記業者に依頼を行った結果、上記業者であれば、人員の確保ができ直ちに的確な工事実施が可能であると判断された。</p> <p>以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。</p>		

随意契約調書

1	契約年月日	平成30年 9月 5日		
2	契約業者名	株式会社 吉田造園		
3	契約業者の住所	京都市北区衣笠北高橋町8番地1		
4	工事件名	泉山陵墓地ほか台風21号による被害木処理工事		
5	工事場所	京都市東山区今熊野泉山町ほか		
6	工事種別	造園工事		
7	工事概要	支障木処理ほか		
8	工期(自)	平成30年 9月 5日		
9	工期(至)	平成30年10月12日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予定価格	3,445,200円	3,190,000円	91.00 %
11	見積金額	3,135,024円	2,902,800円	
12	随契理由	<p>平成30年9月4日の台風21号の影響により、泉山陵墓地及び天智天皇陵において倒木、樹木の折損等の被害が発生した。</p> <p>被害木はいずれも参道沿いや隣接する道路沿い、寺院沿いで、半倒木もしくは樹上に折損枝が残っている状態の樹木であり、未処理のままにしておくと、今後の強風により道路や寺院への倒伏、または折損枝が落下し更なる被害を生じさせる恐れがあるため、緊急に処理を行う必要がある。</p> <p>工事を実施するにあたり、高い技術力及び豊富な経験と実績を有している上記業者に依頼を行った結果、上記業者であれば、人員の確保ができ直ちに的確な工事実施が可能であると判断された。</p> <p>以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。</p>		

随意契約調書

1	契約年月日	平成30年 9月 5日		
2	契約業者名	樋口造園株式会社		
3	契約業者の住所	京都市上京区七本松通中立売下ル三軒町77		
4	工事件名	修学院離宮景観林台風21号による被害木処理工事		
5	工事場所	京都市左京区修学院藪添		
6	工事種別	造園工事		
7	工事概要	支障木処理ほか		
8	工期(自)	平成30年 9月 5日		
9	工期(至)	平成30年10月12日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予定価格	4,806,000円	4,450,000円	96.63%
11	見積金額	4,644,000円	4,300,000円	
12	随契理由	<p>平成30年9月4日の台風21号の影響により、修学院離宮景観樹林地において倒木、樹木の折損等の被害が発生した。</p> <p>倒木や折損した幹・枝が、周囲の電線に接触することにより隣接地一帯で停電を引き起こしており、さらには、被害木が隣接する道路の通行を妨げているもの、隣接民家・寺院へ向かって傾いているものなど、多数の被害を及ぼしていることから緊急に処理を行う必要がある。</p> <p>工事を実施するにあたり、高い技術力及び豊富な経験と実績を有している上記業者に依頼を行った結果、上記業者であれば、人員の確保ができ直ちに的確な工事実施が可能であると判断された。</p> <p>以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。</p>		

随意契約調書

1	契約年月日	平成30年 9月 5日		
2	契約業者名	株式会社 西澤工務店		
3	契約業者の住所	滋賀県彦根市鳥居本町1980番地の2		
4	工事件名	京都御所小御所桧皮葺屋根復旧工事		
5	工事場所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工事種別	建築一式工事		
7	工事概要	屋根復旧ほか		
8	工期（自）	平成30年 9月 5日		
9	工期（至）	平成30年10月31日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予定価格	7,743,600 円	7,170,000 円	94.84 %
11	見積金額	7,344,000 円	6,800,000 円	
12	随契理由	<p>本工事は、平成30年9月4日の台風21号の影響により、京都御所小御所の桧皮葺屋根の一部が木部ごとめくれ上がり破損したため、復旧するものである。</p> <p>今回被害を受けた小御所は、毎日多くの参観者が通行する参観苑路上にあるため景観を保持する必要があること、また、木部から破損しているため大規模な雨漏りが発生し更なる被害が懸念されることから、直ちに復旧する必要がある。</p> <p>工事を実施するにあたり、高い技術力及び豊富な経験と実績を有している上記業者に依頼を行った結果、上記業者であれば、資材の調達や人員の確保ができ、直ちに的確な工事実施が可能であると判断された。</p> <p>以上の理由から、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、随意契約を締結するものである。</p>		

随意契約調書

1	契約年月日	平成30年 9月 5日		
2	契約業者名	株式会社 松村泰山堂		
3	契約業者の住所	京都市北区小山西大野町51番地3		
4	工事件名	京都御所ほか障壁画修理工事		
5	工事場所	京都市上京区京都御苑（京都御所内ほか）		
6	工事種別	内装仕上工事		
7	工事概要	障壁画修理		
8	工期（自）	平成30年 9月 6日		
9	工期（至）	平成31年 3月29日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予定価格	非公表円	非公表円	— %
11	見積金額	19,224,000円	17,800,000円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所及び大宮御所各御殿に現存する障壁画の保存修理を行うものである。</p> <p>京都御所及び大宮御所各御殿の障壁画は、安政及び慶応年間に著名な画家によって描かれた美術史学の上でも貴重視される価値の高いものである。</p> <p>これらの障壁画は、160年近くを経過し、西日による乾燥、経年による膠の弱化、あるいは虫害等の影響を受け、破れ・亀裂・剥落・浮き等の損傷が著しく、放置できない状況となってきたため、損傷の激しいものから順次修理を実施している。</p> <p>文化財的価値の非常に高い障壁画の修理は、慎重かつ入念に行う必要があり、経験豊富な実績と高度な修復技術を持った技術者を確実に配置することが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、豊富な実績を有し、着実な成果を収めている株式会社松村泰山堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社松村泰山堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	平成31年 3月14日		
2	契 約 業 者 名	ダイキン工業株式会社西日本サービス部		
3	契 約 業 者 の 住 所	大阪市北区錦町4番82号		
4	工 事 件 名	正倉院事務所空調設備空冷ヒートポンプチラー修繕工事		
5	工 事 場 所	奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	空調設備修繕		
8	工 期（自）	平成31年 3月15日		
9	工 期（至）	平成31年 3月28日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	3,942,000 円	3,650,000 円	100.00 %
11	見 積 金 額	3,942,000 円	3,650,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、正倉院事務所空調設備に使用されているダイキン製空冷ヒートポンプチラーの中心的な部分の部品を取り替え、大部分を再使用する工事である。工事を行うにあたっては、当該機器の詳細な内部構造・特性に精通し、かつ製造時の技術資料や状況に応じた試運転が可能となる詳細なデータを保有する者による施工が必要である。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本工事に求められる技術力や実績等を満たす、ダイキン工業（株）西日本サービス部を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいなかったため、ダイキン工業（株）西日本サービス部が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとした。</p>		